

第8回

知財担当者が知っておきたい企業法務 企業担当者が知っておきたい知財法務

M&Aと知的財産

TMI総合法律事務所
弁護士 瀬戸 一希

第1. はじめに

特許法を中心として、知的財産法が事業上の投資を回収する機会を権利者に付与することを趣旨の1つとしているように、企業は投資を通じて優良な技術等を取得していくことになる。

他方、技術の獲得は、自社の研究開発のみによって必ずしも実現されるものではなく、他社の買収を用いることによって実現される場合もある。また、企業が事業活動のために保有する有用な情報や知的財産に、資金上の制限等から事業展開が十分ではないものの、一定のポテンシャルが存在すると考える投資家が、企業に出資をしたり、株式を取得して経営に関与していく場合もある。このように知的財産は、M&A取引が行われる場合の動機の1つとなる場合が存在してきた。

○ 知財担当者の疑問

当社の技術に関心を持っている投資家に、当社の株式を譲渡する取引を行うこととなりました。法務部門からは、当社の知的財産権に関して取りまとめて内部的に報告をするように求められました。このような株式を譲渡する取引を行う場合、知的財産はどのような背景から問題となっており、具体的にどのような事項を優先的に報告する必要があるのでしょうか。

しかし、M&Aにおけるリスクへの対応の中でも、知的財産に特有のリスクとの関係で対応が必要となる場合がある。さらに、取引実行後の義務が遵守されないことで紛争に発展する例もM&A取引一般において、存在してきた。知的財産に関する義務が履行されない場合にも、同様の対応をすることが必要となる。

○ 法務担当者の疑問

当社は、他社が保有している特許権が、当社の事業にとって魅力的であると考えて事業譲渡を通じた取得をすることとしました。しかし、取引を実行した後に対応が必要になると考えられるリスクには対応できるような契約交渉をしたいと考えています。特許について、どのようなリスクを把握した上で、交渉に臨む必要があるのでしょうか。